

# 小矢部川流域下水道二上浄化センター等 運転管理業務委託特記仕様書

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この特記仕様書は、小矢部川流域下水道二上浄化センター等運転管理業務委託（以下「業務委託」という。）契約書第1条に基づき、業務委託の履行に係る必要な事項を定めるものとする。

### (業務委託の対象施設)

第2条 業務委託の対象施設は別添資料-1のとおりとする。

### (水・汚泥処理施設の概要)

第3条 水・汚泥処理施設の処理方式、規模及び流入水量見込みは、次の各号のとおりとする。

#### (1) 処理方式

- ① 下水処理施設 標準活性汚泥法
- ② 汚泥処理施設 濃縮・脱水

#### (2) 規模、流入水量見込み

年度	日最大処理能力 (m <sup>3</sup> )	流入水量見込み (m <sup>3</sup> /日)
令和5年度	100,125	66,484
令和6年度	100,125	66,395
令和7年度	100,125	66,398
令和8年度	100,125	66,612
令和9年度	100,125	66,963

### (業務委託上の履行義務)

第4条 受注者は、全施設の機能・能力を十分に活用して、流入下水、汚泥及びし渣を適正に処理しなければならない。

2 受注者は、放流水質及び全施設から発生する臭気、騒音及び振動について、下水道法、水質汚濁防止法、悪臭防止法、騒音規制法、振動規制法、電気事業法、労働安全衛生法及びその他関係法令並びに地元地域関係協定の基準値を遵守しなければならない。なお、管理基準は別添資料-2によるものとする。

### (受注者の創意工夫)

第5条 受注者は常に業務委託に係る創意工夫に心がけ、発注者と協議しながら、効率的かつ経済的な運転に努めなければならない。

### (業務委託の実施)

第6条 業務委託は、次の各号に定めるところにより履行しなければならない。ただし、事故等の非常事態発生時はこの限りではない。

業務内容	勤務日数又は点検日数	勤務時間又は作業時間
------	------------	------------

総括業務	土曜日、日曜日、祝日等及び年末年始の休日(12/29~1/3)を除く(以下「平日」という。)毎日とする。	午前8時30分から午後5時15分まで(以下「1日」という。)とする。
保守点検・整備業務 水・汚泥処理施設	同上	同上
中継ポンプ場 週例点検 月例点検	1回/週(平日)以上 1回/月(平日)以上	半日程度 同上
幹線管渠付帯設備 地区監視盤 マンホールポンプ場	1回/月(平日)以上 1回/月(平日)以上	1日 1日
伏越し	2回/年(平日)	1日
故障及び小修繕(緊急を要する場合を除く。)	48回/年程度(平日)(場内) 24回/年程度(平日)(場外)	同上
運転操作・監視業務	履行期間中の毎日	24時間常時監視
水質試験業務	別添資料-3による	別添資料-3による
事務業務	毎日(平日)	1日
その他業務 し渣の移動	履行期間中の毎日	1時間/回程度
除雪	10回/年程度(平日)	半日/回程度
施設見学案内	40回/年程度(平日)	2時間/回程度
設備管理台帳等データ入力	随時(平日)	随時
巡回	履行期間中の毎日2回	1時間/回程度
清掃	随時(平日)	随時
上記以外のもの	随時(平日)	随時

**(従業員の配置)**

第7条 受注者は、業務委託を履行するために、次の各号に定める従業員を配置しなければならない。

(1) 業務総括責任者

業務委託全体を総括管理するもので、以下の条件を満たすもの。

ア 下水道法施行令(昭和34年政令第147号)第15条の3に定める資格を有する者

イ 業務委託の履行責任者で、業務委託全体を総括する管理能力がある者

ウ 汚泥溶融炉を有する標準活性汚泥法又はそれと同等以上の処理方式による下水終末処理場における水・汚泥処理施設運転管理業務の業務責任者として、2年以上(令和4年度を含む。以

下、同様とする。)の実務経験を有する者

エ (共同企業体の場合は、代表構成員と)直接的な雇用関係にある専任の者

(2) 副総括

ア 下水道法施行令 (昭和34年政令第147号) 第15条の3に定める資格を有する者

イ 業務総括責任者の補佐又は代行が可能な者

ウ 汚泥溶融炉を有する標準活性汚泥法又はそれと同等以上の処理方式による下水終末処理場における水・汚泥処理施設運転管理業務全般について、3年以上の実務経験を有する者

エ (共同企業体の場合は、代表構成員と)直接的な雇用関係にある専任の者

(3) 主任

ア 下水道法施行令 (昭和34年政令第147号) 第15条の3に定める資格を有する者

イ 各業務の責任者で、担当業務の専門職として中心的な業務が行える者

(ア) 水質担当 水質分析、水質管理等に係る業務

(イ) 機械担当 機械設備の保守点検・整備、運転操作・監視等に係る業務

(ウ) 電気担当 電気設備の保守点検・整備、運転操作・監視等に係る業務

ウ 汚泥溶融炉を有する標準活性汚泥法又はそれと同等以上の処理方式による下水終末処理場における水・汚泥処理施設運転管理業務全般について、2年以上の実務経験を有する者

エ (共同企業体の場合は、代表構成員と)直接的な雇用関係にある専任の者

(4) 技術員・技能員

保守点検・整備業務等に必要とされる技能・能力を有する者

(5) 上記以外の者

事務、補助等業務が可能な者

**(資格者の配置)**

第8条 前条に規定するもののほか、次の各号に掲げる資格者を1名((5)は2名)以上配置しなければならない。

(1) 電気事業法(昭和39年法律第170号)で規定する電気主任技術者

(2) 電気工事士法(昭和35年法律第139号)で規定する電気工事士

(3) 消防法(昭和23年法律第186号)で規定する危険物取扱者(発注者種又は受注者種第4類)

(4) 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)で規定する、玉掛け技能講習修了者、クレーン運転業務特別教育修了者(又は同等以上の知識を有すると認められる者)

(5) 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)で規定する、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了者

(6) 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)で規定する車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習修了者又は契約後1年以内に技能講習修了を確約できる者

(7) その他業務委託履行上必要と思われる資格者

**(業務総括責任者の職務)**

第9条 受注者は、業務委託の履行場所に業務総括責任者を常駐させ、業務委託全体を総括させなければならない。

2 業務総括責任者は、契約書、特記仕様書及びその他関係書類により、業務委託の履行内容・目的

を十分理解して職務を遂行するとともに、従業員の指導・監督、教育及び事故防止に努めなければならない。

- 3 業務総括責任者は、業務委託の履行にあたって、発注者との連絡・調整を綿密に行わなければならない。

#### (従業員の心得)

第 10 条 従業員は、業務委託の履行にあたって、公共的使命としての重要性を十分自覚するとともに、事故防止等に最善の注意を払わなければならない。

- 2 従業員は、業務委託に係る場所の整理整頓を常に心がけ、快適な執務環境づくりに努めるとともに、発注者の信用を失墜させるような行為を行ってはならない。

#### (事故等の措置)

第 11 条 受注者は、業務委託の履行中に事故等が発生した場合は、応急処置を速やかに行うとともに、発注者に連絡のうえ、その指示に従わなければならない。

#### (緊急連絡体制表)

第 12 条 受注者は、前条の事故等並びに大雨、台風、地震、火災、悪質水の流入、停電、断水及び近隣事故の発生に備えて、非常事態に対する緊急連絡体制表を作成しなければならない。

#### (修繕等の調整)

第 13 条 発注者は、業務委託の履行場所において、発注者、県及び日本下水道事業団が施工する修繕又は工事との競合が生じた場合は、受注者と協議し、その調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、修繕又は工事に協力しなければならない。

## 第 2 章 書類及び帳簿

### (提出書類)

第 14 条 受注者は、業務委託の履行にあたり、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 業務委託着手届
- (2) 業務委託実施計画書
- (3) 総括責任者等選任届
- (4) 施設使用願
- (5) 再委託申請書
- (6) 業務委託完了届
- (7) 運転操作・監視マニュアル
- (8) 保守点検・整備マニュアル
- (9) その他発注者の指示する書類

- 2 前項の提出期日は、(1)から(4)は契約締結後 7 日以内、(5)は再委託契約締前、(6)は業務委託期間満了後遅滞なく、(7)及び(8)は契約締結後 1 ヶ月以内、(9)は必要な都度提出するものとする。

### (業務委託実施計画書)

第 15 条 業務委託実施計画書（以下「計画書」という。）は、次の各号に掲げる事項を記載したも

のでなければならない。

- (1) 業務委託の概要
- (2) 業務委託実施工程表
- (3) 業務委託執行体制表
- (4) 従業員名簿、業務分担表及び取得資格一覧表
- (5) 各種実施計画書
  - ① 水・汚泥処理施設の保守点検・整備業務に関するもの
  - ② 中継ポンプ場の保守点検・整備業務に関するもの
  - ③ 幹線管渠付帯設備の巡回及び簡易な保守点検業務に関するもの
  - ④ 全施設の運転操作・監視業務に関するもの
  - ⑤ 水質試験等業務に関するもの
  - ⑥ 事務業務に関するもの
  - ⑦ その他業務に関するもの
    - ア し渣の移動及び除雪
    - イ 施設見学案内
    - ウ 巡回及び清掃
    - エ 上記以外の業務委託履行上必要と思われるもの
- (6) 緊急連絡体制表
- (7) 防火計画書
- (8) 労働安全衛生管理に関するもの
- (9) 従業員の労務管理に関する規程及び発注者が取り組む環境マネジメントシステムに基づく環境保全活動を含む研修計画

#### (日報等の提出)

第 16 条 受注者は、次の各号に定める書類またはデータを期日までに、発注者に提出しなければならない。

- (1) 日報及び業務日誌 翌日の午前 10 時まで
- (2) 週報 翌週の月曜日午前 10 時まで
- (3) 月報 翌月の 5 日まで
- (4) 月間業務予定表 前月末の 5 日前まで
- (5) 週間業務予定表 前週の木曜日まで
- (6) 月間業務実施表 翌月の 5 日まで
- (7) 機器点検表(毎日) 翌日の午前 10 時まで
- (8) 機器点検表(毎週) 翌週の月曜日午前 10 時まで
- (9) 機器点検表(毎月) 翌月の 5 日まで
- (10) 前号以外の書類は、その都度、発注者に提出しなければならない。

2 (1)から(3)は発注者が定める様式に必要な事項を記入すること。(4)から(6)は、特記仕様書第 18 条及び第 19 条で定める事項を記載するものとする。(7)から(9)は第 20 条で規定する保守点検・整備マニュアルに基づくものとする。(4)から(9)は受注者が提案し発注者が承諾した様式を用いること。

3 契約期間の最初の月及び週の業務予定表等の提出時期については、別途発注者受注者協議するものとする。

#### (書類及び帳簿の保管)

第17条 受注者は、次の各号に掲げる書類またはデータを保管し、適正に管理しなければならない。

- (1) 契約書等の写し
- (2) 出勤簿
- (3) 運転管理、水質試験等の日報及び各種運転設備の日報並びに週報、月報の控
- (4) 業務日誌、各種点検表、修繕記録簿、業務打合簿及び事故・故障報告書
- (5) 月間業務予定表及び週間業務予定表
- (6) 運転管理及び保守点検・整備マニュアル
- (7) 借用品及び支給品台帳
- (8) その他業務委託履行上必要と思われる書類

### 第3章 運転管理要領

#### (月間業務実施予定表及び月間業務実施表)

第18条 受注者の月間業務実施予定表には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 水・汚泥処理施設及び中継ポンプ場の保守点検・整備業務に関するもの
- (2) 幹線管渠付帯設備の巡回及び簡易な保守点検業務に関するもの
- (3) 全施設の運転操作・監視業務に関するもの
- (4) 水質試験業務に関するもの
- (5) 水・汚泥処理施設の巡回及び清掃業務に関するもの
- (6) 支給品、消耗品等の使用に関するもの
- (7) その他業務委託履行上必要と思われるもの

2 月間業務実施表は、月間業務実施予定表に記載した事項についての実績を記入したもので、予定と実績の対比可能なものとする。

#### (週間作業予定表)

第19条 受注者の週間作業予定表には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 全施設の保守点検・整備に関するもの
- (2) 全施設の運転操作・監視に関するもの
- (3) その他業務委託履行上必要と思われるもの

#### (保守点検・整備業務)

第20条 受注者は、全施設の保守点検・整備業務を、次の各号に定めるところにより実施しなければならない。

- (1) 主要対象機器は、別添資料-4のとおりとする。
- (2) 全施設の適正な運転を確保するために、原則として(公社)日本下水道協会発行「下水道施設維持管理積算要領—終末処理場・ポンプ場施設編—(最新版)」標準活性汚泥法の下水道施設機械・電気設備保守点検基準(標準活性汚泥法)を参考に、保守点検・整備マニュアル等を作成し、発

注者の承認を得るとともに、従業員に周知徹底させなければならない。

- (3) 保守点検・整備業務は、月間業務実施予定表及び週間作業予定表に基づくものとし、全施設の正常な運転確保に努めなければならない。
  - (4) 前号の予定を変更する場合は、あらかじめ発注者と協議し、その指示に従わなければならない。
  - (5) 保守点検・整備業務中に異常が認められた場合は、適切に処置するとともに、発注者にその状況を速やかに報告しなければならない。
- 2 受注者は、保守点検・整備業務中に発見した不良又は故障箇所について、実施した応急措置、想定される原因、対応案その他を事故・故障報告書に記載し、発注者と対応案について協議しなければならない。

#### (運転操作・監視業務)

第 21 条 受注者は、全施設の運転操作・監視業務を、次の各号に定めるところにより実施しなければならない。

- (1) 主要対象機器は、別添資料4のとおりとする。
- (2) 全施設の正常な運転を確保するために、原則として発注者が提供するものを参考に、運転操作・監視マニュアル等を作成し、発注者の承認を得るとともに、従業員に周知徹底させなければならない。
- (3) 前号に定めるもののほか、周辺地域への悪臭等の漏れ防止対策、不本意に漏れた場合の緊急対応及び復旧の手順も含めたものでなければならない。
- (4) 運転操作・監視業務は、月間業務実施予定表及び週間作業予定表に基づくものとし、全施設の機能・能力を十分に活用して、的確かつ経済的な運転に努めなければならない。
- (5) 前号の予定を変更する場合は、あらかじめ発注者と協議し、その指示に従わなければならない。
- (6) 運転操作・監視業務中に異常が認められた場合は、適切に処置するとともに、発注者にその状況を速やかに報告しなければならない。

#### (水質試験業務)

第 22 条 受注者は、水処理施設等の水質試験業務を、次の各号に定めるところにより実施しなければならない。

- (1) 流入水等の水質試験
  - (2) 活性汚泥試験
  - (3) 一般汚泥試験
  - (4) 各種採水作業
  - (5) 機器分析
  - (6) 水質試験用機器の整理及び洗浄作業及び水質試験用試薬等(毒物及び劇物を含む)の管理
  - (7) 環境保全調査に関する補助業務
  - (8) その他の水質、汚泥及び溶融スラグの試験に関する作業
- 2 水質試験業務の試験項目及び頻度は別添資料-3 のとおりとし、水質等の適正な管理に万全を期さなければならない。
- 3 水質試験用試薬等の管理規定を定め、試薬類を適切に管理しなければならない。
- 4 各種試験結果は水質管理台帳に入力するとともに、その結果を発注者に報告しなければならない。

5 水質試験業務中に異常が認められた場合は、発注者にその状況を速やかに報告しなければならない。

#### (し渣の移動及び除雪業務)

第 23 条 受注者は、水・汚泥処理施設で発生するし渣の移動及び業務委託履行上支障となる道路等の除雪業務を行わなければならない。

#### (施設見学案内業務)

第 24 条 受注者は、施設見学案内業務を、次の各号に定めるところにより実施しなければならない。

(1) 受注者の施設見学案内は、施設概要及び水・汚泥処理（汚泥溶融処理の一部を含む。）の仕組みの範囲とし、発注者が提供する施設見学マニュアル等を参考に行わなければならない。

(2) 受注者は、発注者とともに施設見学者を引率し、年齢等に配慮した案内を行わなければならない。

2 発注者は、施設見学案内の日時及び必要人員をあらかじめ受注者に連絡しなければならない。

#### (巡回及び清掃業務)

第 25 条 受注者は、巡回及び清掃業務を、次の各号に定めるところにより実施しなければならない。

(1) 受注者は業務委託対象施設のうちで発注者が指示する箇所の巡回を毎日 2 回実施するものとする。

(2) 受注者は保守点検・整備業務及び巡回を行う際に管理施設周辺の清掃を実施するものとする。

(3) 巡回及び清掃業務は、月間業務実施予定表及び週間作業予定表に基づくものとし、水・汚泥処理施設の適切な維持管理に努めるとともに、その結果を発注者に報告しなければならない。

(4) 巡回業務中は巡回時計を携行し、その記録を残さなければならない。

(5) 巡回業務中に異常が認められた場合は、適切に処置するとともに、発注者にその状況を速やかに報告しなければならない。

#### (台帳の入力)

第 26 条 受注者は、設備管理及び水質管理台帳について、第 20 条、第 21 条及び第 22 条に関する事項を適正に入力しなければならない。

2 受注者は、主要対象機器等が更新もしくは修繕された場合、設備機器台帳にその事項を適正に入力しなければならない。

#### (環境保全活動への協力)

第 27 条 受注者は、発注者の環境マネジメントシステムに基づく環境保全活動の推進に積極的に協力しなければならない。

## 第 4 章 労働安全衛生管理

### (労働安全衛生に関する教育)

第 28 条 受注者は、労働安全衛生に関する関係法令を遵守し、従業員に対する労働安全衛生に関する教育を実施するとともに、適正な労働安全衛生管理に努めなければならない。

### (防火計画)

第 29 条 受注者は、全施設の防火管理に細心の注意を払わなければならない。



#### **(事故報告書)**

第 30 条 受注者は、業務委託の履行中に事故が発生した場合は、適切に処理するとともに、原因、経緯及び被害状況を記載した報告書を発注者に速やかに提出しなければならない。

#### **(労務管理)**

第 31 条 受注者の業務委託の履行にあたっては、労務関係法令等を遵守し、従業員の良好な労務管理を行うとともに、円滑な履行に努めなければならない。

### **第 5 章 その他**

#### **(施設の使用)**

第 32 条 受注者は業務委託の履行上、発注者の管理する事務室、控室、浴室等（以下「事務室等」という。）を使用する場合は、施設使用願を提出し、あらかじめ発注者の承認を受けなければならない。なお、使用する場所等に変更があった場合も同様とする。

2 受注者の前項に係る事務室等の使用料は無償とする。ただし、定期的に清掃を実施し、常に清潔な状態を保つことを心がけるとともに、事務室等の畳、ブラインド類を破損した場合は、受注者の負担により取替又は修理しなければならない。

3 受注者は、発注者の管理する施設又は備品類を使用する場合は、施設使用願を提出し、あらかじめ発注者の承認を受けなければならない。

4 受注者は、自己所有に係る備品類を事務室等に設置する場合は、書面により、あらかじめ発注者の承認を受けなければならない。

#### **(光熱水費の負担)**

第 33 条 受注者が使用する事務室等の光熱水費は、発注者が負担するものとする。なお、受注者は、節水、節電等の省エネ対策に積極的に協力しなければならない。

#### **(完成図書、工具等の借用)**

第 34 条 受注者は、業務委託の履行上、発注者が管理する完成図書、工具等を長期間借用する場合は借用願を提出し、あらかじめ発注者の承認を受けなければならない。ただし、基本的な労働安全衛生対策用品及び工具は、受注者が用意しなければならない。

#### **(借用品及び支給品の管理)**

第 35 条 受注者は、発注者の借用品及び支給品の台帳を作成し、保管、在庫状況を適正に管理しなければならない。なお、支給品は以下のとおりとする。

- (1) 電気
- (2) プロパンガス
- (3) 生活及び作業用水
- (4) 次亜塩素酸ソーダ等水・汚泥処理に係る薬品類
- (5) 電気機器及び機械類に係る消耗品
- (6) 除雪用重機
- (7) 重油及び軽油(佐野 MP 場、福上左岸ゲートの自家発用に限る)
- (8) その他発注者が必要と認めるもの

**(従業員の服装等)**

第 36 条 受注者は、業務委託の履行中の従業員の服装を統一するとともに、名札を着用させなければならない。

2 受注者は、従業員に身分証明書を所持させるとともに、発注者から提示を求められた場合は、その指示に従わなければならない。

**(受注者相互間の情報交換等)**

第 37 条 水・汚泥及び汚泥溶融処理施設全体の効率的かつ経済的な運転管理を実施するために、受注者相互間において、常に業務委託に係る情報交換を行わなければならない。

2 事故等の非常事態が発生した又は発注者からの要請があった場合は、受注者相互間において、業務委託の範囲を超えた積極的な協力を行わなければならない。

**(協力義務)**

第 38 条 受注者は、業務委託の履行中に発注者が必要と認める事項については、積極的に協力しなければならない。

**(秘密保持義務)**

第 39 条 業務に従事している者又は従事していた者(以下「従業者等」という。)は、当該管理の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。

**(個人情報の保護)**

第 40 条 受注者は、業務を行うため個人情報を取り扱うにあたっては、個人情報取扱特記事項(別添資料-5)を遵守しなければならない。

2 受注者の従業員等は、業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

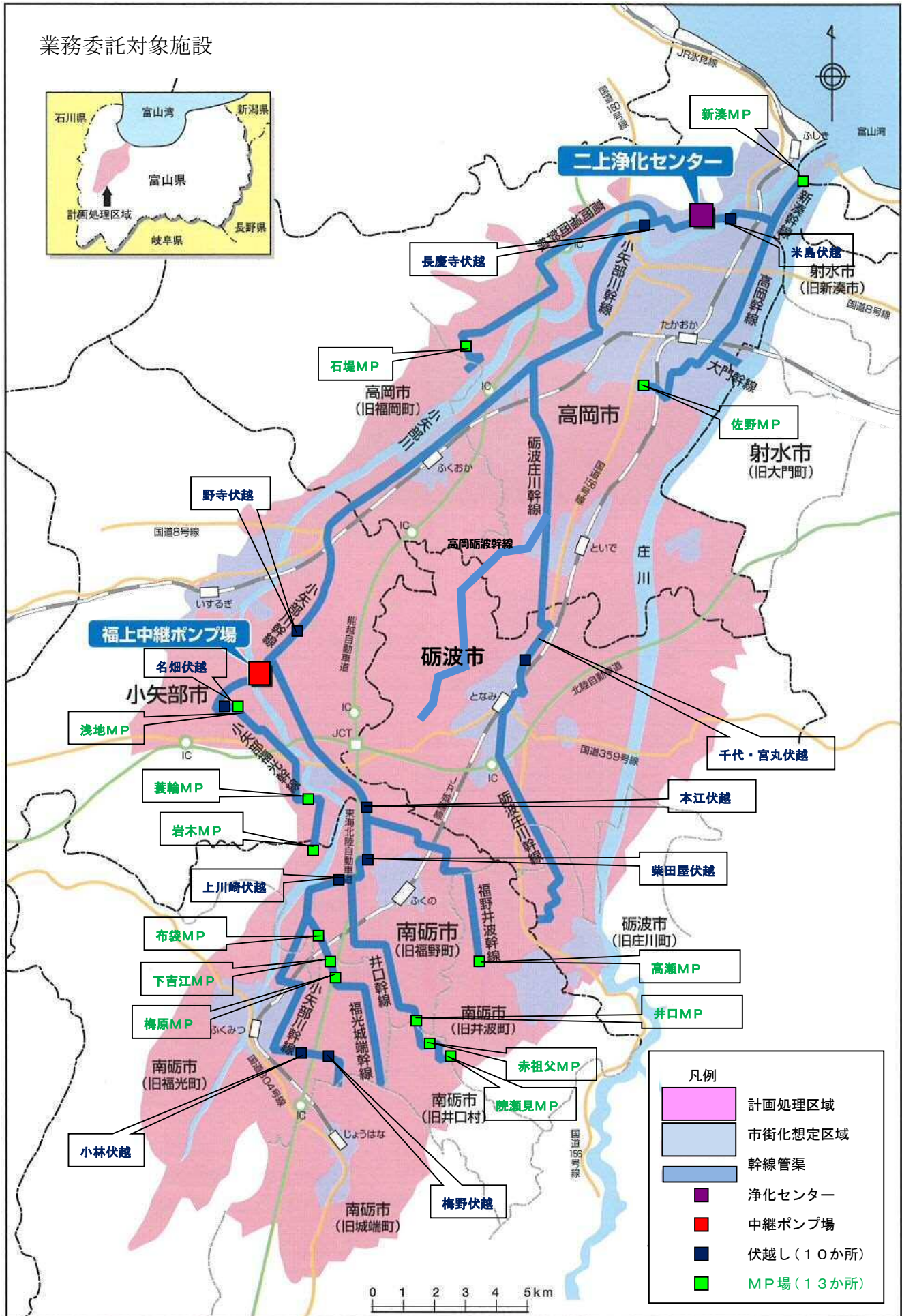
**(暴力団関係者から不当な介入を受けた場合の措置)**

第 41 条 受注者は、本業務を実施するに当たり、暴力団関係者から不当な介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否し、不当な介入があった時点で速やかにその旨を発注者に報告するとともに、警察に届け出なければならない。また、再委託業者に対しては、暴力団関係者から不当な介入を受けた場合には、速やかにその旨を報告するよう指導し、再委託業者から報告を受けた受注者は、速やかにその旨を発注者に報告するとともに、警察に届け出なければならない。

**(疑義の協議)**

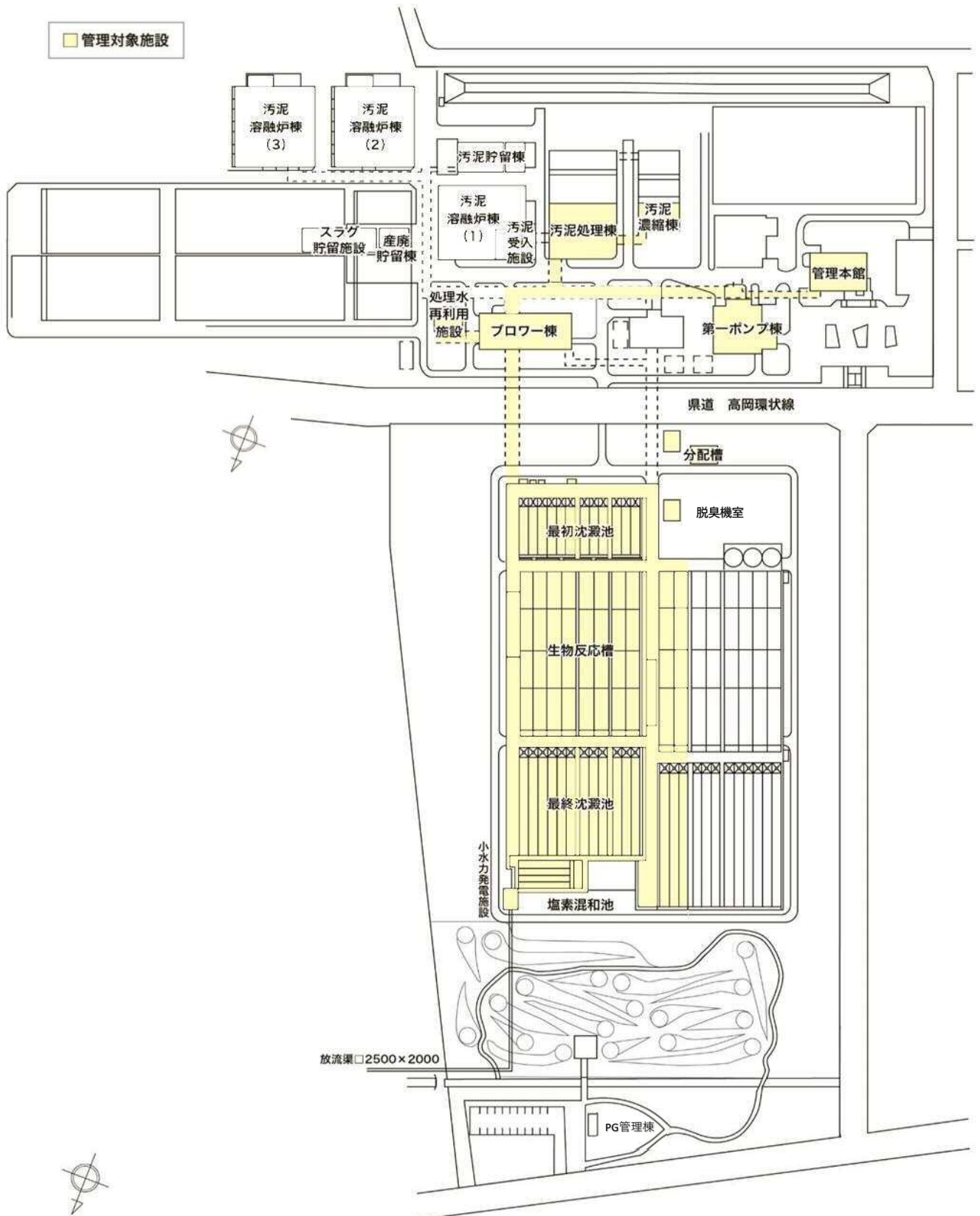
第 42 条 この仕様書に定めのない事項又は条項に疑義を生じたときは、必要に応じて発注者及び受注者が協議して決定するものとする。

業務委託対象施設



# 二上浄化センター等運転管理業務委託対象範囲

## (1) 二上浄化センター配置図



別添資料1-(2) 二上浄化センター建造物

施設名	構造物及び概要	数量	
		全体	現在
管理本館	R C 造 地下1階・地上3階 (延1864.94㎡) 1 階 水質試験室 2 階 公社事務室、空調機械室、宿直室、浴室 3 階 会議室、空調機械室、書庫 塔 屋 高置水槽	1	1
ポンプ棟 (第一ポンプ棟)	R C 造 地下2階・地上2階 (延1960.50㎡) 地下1階 モーター室、管廊 地下2階 ポンプ室、スクリーン室 1 階 電気室 2 階 換気機械室	2	1
ブロワー棟	R C 造 地下1階・地上2階 (延2569.12㎡) 地下1階 ブロワー室、工水受水槽、管廊 1 階 電気室、非常用発電機室、ブロワー室 2 階 消音器室	1	1
水処理施設	R C 造 地上1階 (延860.80㎡) (全体計画1/8系～8/8系) 1 階 最初沈澱池 生物反応槽 最終沈澱池 塩素混和池 電気室 脱臭設備室 次亜塩注入機室	6 16 8 2	4 9 5 2
汚泥濃縮棟	R C 造 地上1階 (延694.53㎡) 地下1階 機械室、管廊 1 階 重力濃縮タンク	1	1
汚泥処理棟	R C 造 地下1階・地上3階 (延3742.95㎡) 地下1階 脱臭設備、薬品溶解タンク、汚泥受槽、管廊 1 階 主電気室、機械濃縮機室、薬品室、換気機械室 休憩室、浴室、ボイラー室 2 階 中央監視室、事務室、脱水機室、電気室 空調機械室、電子計算機室 3 階 電気室、高置水槽	1	1

施設名	構造物及び概要	数量	
		全体	現在
汚泥貯留棟	鉄骨造 地上1階 (床面積392.08㎡) ケーキ貯留ホッパー室 R C造 地上1階 (床面積147.75㎡) 電気室	1	1
溶融炉棟 (2号溶融炉及びその付帯設備)	R C造 地下1階・地上3階 (延2097.61㎡) 地下1階 ファン室、ポンプ室、薬品タンク 1階 ボイラー室、溶融炉設備、ファン室 2階 脱水ケーキ貯留ホッパー室 3階 換気機械室、消火設備室 R C造 地下1階・地上3階 (延2275.99㎡) 地下1階 ファン室、ポンプ室、薬品タンク 1階 溶融炉設備 2階 電気室、脱水ケーキ貯留ホッパー室 3階 2号監視室、2号電気室、換気機械室		
第二溶融炉棟 (3号溶融炉及びその付帯設備)	R C造 地下1階・地上4階 (延4502.98㎡) 地下1階 ポンプ室、薬品タンク、 1階 溶融炉設備、しきホッパー室、乾燥機室 脱水ケーキ移送ポンプ室 苛性貯留タンク室、ボイラー室 2階 脱水ケーキ貯留ホッパー室 コンプレッサー室、ファン室 3階 監視室、コントローラー室、電気室 換気機械室 4階 空調機械室、第二換気機械室	3	3
第三溶融炉棟 (4号溶融炉及びその付帯設備)	R C造・S造 地下1階・地上4階 (延4226.60㎡) 地下1階 ポンプ室、薬品タンク、 1階 溶融炉設備、しきホッパー室、汚泥乾燥機室 脱水ケーキ移送ポンプ室 2階 脱水ケーキ貯留ホッパー室 コンプレッサー室、ファン室 3階 監視室、受電室、電気室、換気機械室(1) 4階 換気機械室(2)(3)		

施設名	構造物及び概要	数量	
		全体	現在
処理水再利用棟	R C 造 地下1階・地上1階 (延156.52㎡) 地下1階 管廊 1 階 階段室	1	1
スラグ貯留施設	屋外貯留場 512㎡	1	1
◎産廃貯留棟	鉄骨造平屋建 床面積 158 ㎡	1	1
緩衝緑地帯公園	面積 26,500㎡ パークゴルフ施設 (18 ホール) 管理棟 (木造平屋 床面積 30.47 ㎡) 駐車場 986 ㎡ 倉庫 1 棟 (床面積 19 ㎡) 公衆便所 (木造平屋 床面積 20 ㎡)	1	1

## 管理の基準

浄化センターの運転管理においては、次の基準を満たすこと。

<小矢部川流域下水道二上浄化センター>

### ア 放流水質

#### (ア) 遵守基準 (注)

区 分	p H	B O D	S S	大腸菌群数
基準値	5.8 以上 8.6 以下	20 mg/ l	40 mg/ l	3,000 個/cm <sup>3</sup>

#### (イ) 目標基準 (注)

区 分	p H	B O D	S S	大腸菌群数
基準値	5.8 以上 8.6 以下	10 mg/ l	20 mg/ l	1,000 個/cm <sup>3</sup>
	採水位置：放流渠入口			

### イ 環境保全

#### (ア) 目標基準

##### 臭気

区 分	基準値 (ppm)	測定箇所
アンモニア	1	臭突口 1 箇所及 び浄化センター 敷地境界 9 箇所
メチルメルカプタン	0.002	
硫化水素	0.02	
硫化メチル	0.01	
二硫化メチル	0.009	
アセトアルデヒド	0.05	
トリメチルアミン	0.005	
スチレン	0.4	
プロピオン酸	0.03	
ノルマル酪酸	0.001	
ノルマル吉草酸	0.0009	
イソ吉草酸	0.001	

(注) 1 「遵守基準」 法律等に基づく基準

2 「目標基準」 従来の管理実績を勘案して設定した日常の管理運営に  
当たっての目標となる基準



試験名	試料名	試験項目	試験回数
日常試験 (水質・活性汚泥)	初沈流入水、反応槽流入水、終沈流出水、放流水	水温、pH、透視度、SS、COD、アンモニア性窒素(以上水質) 水温、pH、SV30、SVI(以上活性汚泥)	毎日 (平日)
中試験	流入水、初沈流入水、反応槽流入水、終沈流出水、放流水、返流水	BOD、C-BOD、全窒素、全リン、亜硝酸性窒素、硝酸性窒素、リン酸態リン、アルカリ度、溶解性物質、蒸発残留物(TS) 大腸菌群数(流入、終沈、放流のみ) 残留塩素濃度(放流のみ)	1回/週
精密試験	流入水、放流水	水温、pH、透視度、SS、COD、ノルマルヘキサン注出物質含有量、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、1,4-ジオキサン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン及びその化合物、ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、アンモニア等化合物	2回/月
		フェノール類、銅及びその化合物、亜鉛及びその化合物、鉄及びその化合物(溶解性)、マンガン及びその化合物(溶解性)、クロム及びその化合物、カドミウム及びその化合物、シアン化合物、有機リン化合物、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、ヒ素及びその化合物、水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物、アルキル水銀化合物、ポリ塩化ビフェニル、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン	1回/ 2ヶ月
通日試験	日常試験(水質)に準じる	日常試験に準じる	4回/年
反応槽性状試験	混合液上澄水	pH、COD、アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素、硝酸性窒素、リン酸イオン態リン、ORP、アルカリ度	1回/月
	反応槽混合液	水温、pH、SV、SVI、MLSS、MLVSS、MLDO、酸素利用速度	1回/月
放流先水質試験	小矢部川上流、下流、放流口、放流ゲート口	水温、透視度、pH、BOD、COD、SS、全窒素、全リン、アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素、硝酸性窒素、リン酸態リン	4回/年

試験名	試料名	試験項目	試験回数
返流水試験	トータル返流水、(重力・機械)濃縮分離液、脱水ろ液、炉洗浄排水等	水温、透視度、pH、COD、SS、リン酸イオン態リン、ORP、アルカリ度、溶解性物質、蒸発残留物、有機物比	1回/月
汚泥試験	重力濃縮汚泥、機械濃縮汚泥、脱水汚泥(投入)	温度、pH、蒸発残留物(TS)、有機物比、粗浮遊物	1回/月
	脱水汚泥、乾燥汚泥	蒸発残留物(TS)、有機物比、含水率、発熱量、塩基度	
汚泥含有試験	脱水汚泥、乾燥汚泥	銅及びその化合物、亜鉛及びその化合物、鉄及びその化合物(溶解性)、マンガン及びその化合物(溶解性)、クロム及びその化合物、カドミウム及びその化合物、シアン化合物、有機リン化合物、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、ひ素及びその化合物、水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物、アルキル水銀化合物、ポリ塩化ビフェニル、セレン及びその化合物、ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物	1回以上/年
スラグ含有試験	溶融スラグ	カドミウム及びその化合物、シアン化合物、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、ひ素及びその化合物、水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物、セレン及びその化合物、ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物	1回以上/年
スラグ溶出試験	溶融スラグ	銅及びその化合物、亜鉛及びその化合物、鉄及びその化合物(溶解性)、マンガン及びその化合物(溶解性)、クロム及びその化合物、カドミウム及びその化合物、シアン化合物、有機リン化合物、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、ひ素及びその化合物、水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物、アルキル水銀化合物、ポリ塩化ビフェニル、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン及びその化合物、ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ふるいわけ(粒度分布)	1回以上/年

## 二上浄化センター等運転管理業務委託主要対象機器

## (1) 二上浄化センター内

施設名	設備名称	型式・仕様	数量		
ポンプ棟	(No1~4) 主ポンプ	140kW (No1, 2, 4) $\phi$ 500mm $\times$ 30 m <sup>3</sup> /min $\times$ 19m	3		
		320kW (No3) $\phi$ 800mm $\times$ 70 m <sup>3</sup> /min $\times$ 19m	1		
	(No1, 2) 初期用ポンプ	37kW (No1) $\phi$ 250mm $\times$ 7.0 m <sup>3</sup> /min $\times$ 19m	1		
		45kW (No2) $\phi$ 300mm $\times$ 9.5 m <sup>3</sup> /min $\times$ 19m	1		
	揚砂ポンプ	水中汚泥ポンプ	15kW $\phi$ 150mm $\times$ 1.0 m <sup>3</sup> /min $\times$ 20m	1	
	細目自動除塵機	目巾 25mm	1.5kW 巾 1,500mm $\times$ 高さ 9,500mm	3	
	し渣搬出機		1.5kW 巾 600mm $\times$ 軸長 14m	1	
	し渣スキップホイス	ワイヤーロープ式	容量 0.3 m <sup>3</sup>	1	
	し渣ホッパー	電動カットゲート式	容量 3.0 m <sup>3</sup>	1	
パワー棟	(No1, 2) 初期用パワー	直結式多段ターボパワー	55kW (No1, 2) $\phi$ 200mm $\times$ 35 m <sup>3</sup> /min $\times$ 5,950mmAq	2	
	(No1~4) 主パワー	歯車増速式単段ターボパワー	100kW (No1, 2) $\phi$ 250mm $\times$ 65 m <sup>3</sup> /min $\times$ 5,950mmAq	2	
		直結式多段ターボパワー	410kW (No3) $\phi$ 500mm $\times$ 310 m <sup>3</sup> /min $\times$ 5,950mmAq	1	
		直結式片吸込多段ターボパワー	330kW (No4) $\phi$ 450mm $\times$ 240 m <sup>3</sup> /min $\times$ 5,950mmAq	1	
水処理施設 (1/8-4/8系)	<最初沈殿池>		巾5.0m $\times$ 長さ30.5m $\times$ 深さ3.0m $\times$ 3水路	4	
	初沈汚泥掻寄機	チェーンフライト式	1/8系：1連1駆動	3	
			2/8系：3連1駆動	3	
			3/8~4/8系 メインコレクター	2	
			3連1駆動 クロスコレクター	2	
	初沈汚泥ポンプ		3.7kW $\phi$ 80mm $\times$ 0.6 m <sup>3</sup> /min $\times$ 8.0m	4	
	<生物反応槽>	全面曝気方式	3/8系	巾7.6m $\times$ 長さ88.5m $\times$ 深さ5.0m	2
		散気板と攪拌機併用方式	1,2,4系	巾7.6m $\times$ 長さ88.5m $\times$ 深さ5.0m	6
	水中曝気装置	同上	3.7kW	1系列4台(1,3槽目各2台) $\times$ 6系列	24
	<最終沈殿池>		巾5.0m $\times$ 長さ58.0m $\times$ 深さ3.0m $\times$ 3水路	4	
	終沈汚泥掻寄機	チェーンフライト式	1/8系：1連1駆動	3	
			2/8系：3連1駆動	3	
			3/8~4/8系 メインコレクター	2	
			3連1駆動 クロスコレクター	2	
返送汚泥ポンプ	1系列1台	7.5kW	$\phi$ 250mm $\times$ 4.0 m <sup>3</sup> /min $\times$ 4.8m	4	
	2系列1台	22.0kW	$\phi$ 300mm $\times$ 8.0 m <sup>3</sup> /min $\times$ 8.0m	2	
余剰汚泥ポンプ	1系列1台	5.5kW	$\phi$ 100mm $\times$ 0.8 m <sup>3</sup> /min $\times$ 20.0m	4	
二次処理水ポンプ	渦巻きポンプ	22.0kW	2.7 m <sup>3</sup> /min $\times$ 30.0m	2	
<塩素混和池>		巾6.0m $\times$ 長さ53.7m $\times$ 深さ3.0m	1		
次亜塩注入ポンプ	可変定量式プランジヤポンプ	0.4kW	1.89L/min $\times$ 0.5Mpa	1	
	無脈動式	0.4kW	0.42L/min $\times$ 0.1Mpa	2	
<脱臭設備>	立型3層(活性炭吸着)		風量 175 m <sup>3</sup> /min (1/8, 2/8 系列)	1	
	立型3層(活性炭吸着)		風量 65 m <sup>3</sup> /min (3/8, 4/8 系列)	1	

施設名	設備名称	型式・仕様	数量
水処理施設 (5/8系)	<生物反応槽>	散気板と攪拌機併用方式 巾 7.6m×長さ 98m×深さ 5.0m	1
	水中曝気装置	7.5kW 1槽目×1台	1
		5.5kW 3槽目×2台	2
	<最終沈殿池>	巾5.5m×長さ74.5m×深さ3.45m×3水路	1
	終沈汚泥掻寄機	チェーンフライト式 3連1駆動	1
	終沈クロスコレクター	チェーンフライト式	1
	返送汚泥ポンプ	22.0kW φ300mm×8.0 m <sup>3</sup> /min×8.0m	2
	余剰汚泥ポンプ	5.5kW φ100mm×0.8 m <sup>3</sup> /min×14.0m	2
	<塩素混和池>	巾 3.0m×長さ 23.7m×深さ 3.0m	1
	次亜注入ポンプ	無脈動式 0.4kW 2.3L/min×0.2Pa	2
<脱臭設備>	立型3層(活性炭吸着) 5.5kW 風量 65 m <sup>3</sup> /min	1	
放流渠	放流渠	放流口 小矢部川 巾 2.5m×長さ 610m×深さ 2.0m	1
処理水 再利用棟	砂ろ過器	移床式上向流連続式 42 m <sup>3</sup> /h	5
	砂ろ過原水ポンプ	11.0kW φ150/φ100mm×1.6 m <sup>3</sup> /min×21m	2
		18.5kW φ150/φ150mm×3.1 m <sup>3</sup> /min×21m	1
	砂ろ過水ポンプ	渦巻ポンプ 11.0kW 1.2 m <sup>3</sup> /min×30m	2
	次亜塩注入ポンプ	可変定量式プランジャーポンプ 0.2kW φ15×0.036L/min×0.5Mpa	1
	可搬式小型圧縮機	圧力スイッチ式 7.5kW 0.85 m <sup>3</sup> /min×0.69Mpa	2
空気槽	立型円筒槽 容量 1 m <sup>3</sup>	1	
汚泥濃縮棟	濃縮タンク	φ9.0m×深さ 3.0m	2
	汚泥掻寄機	中央駆動懸垂型 0.4kW φ9.0m	2
	濃縮汚泥ポンプ	5.5kW φ100mm×0.4 m <sup>3</sup> /h×20m	2
	初沈汚泥スクリーン	脱水機構付ドラムスクリーン 1.2 m <sup>3</sup> /min	1
汚泥処理棟	汚泥濃縮機	スクュー型(No1) 3.0kW 30 m <sup>3</sup> /h	1
		ベルト型ろ過濃縮機(No2, 3) 3.4kW 30 m <sup>3</sup> /h	2
	余剰汚泥供給ポンプ	一軸斜式ポンプ 11kW φ125mm×0.75 m <sup>3</sup> /min×15m	4
	余剰汚泥破碎機	二軸 3.7kW φ200mm×1.6 m <sup>3</sup> /min	1
	汚泥脱水機	圧入式スクリーフレス型 (No1, 2, 3) 13.7kW スクリーン径 φ600, 305kg-ds/h	3
	混合汚泥供給ポンプ	5.5kW φ100mm×0.4 m <sup>3</sup> /min×20m	1
		5.5kW φ100mm×0.2 m <sup>3</sup> /min×25m	3
	薬品溶解タンク	SUS製円筒タンク 0.4kW 有効容量 7.0 m <sup>3</sup>	2
	薬品供給ポンプ(脱水機用)	2.2kW φ50mm×3.0 m <sup>3</sup> /h	1
		2.2kW φ50mm×2.45 m <sup>3</sup> /h	3
薬品供給ポンプ(機械濃縮用)	一軸斜式ポンプ 0.4kW φ20mm×0.54 m <sup>3</sup> /h	3	
余剰汚泥攪拌機	縦型減速機直結式 5.5kW	2	

施設名	設備名称	型式・仕様	数量	
汚泥処理棟	混合汚泥攪拌機	縦型減速機直結式 7.5kW	2	
	脱水機洗浄水ポンプ	片吸込渦巻ポンプ 5.5kW φ50mm×0.3 m <sup>3</sup> /h	3	
	脱水ケーキ圧送ポンプ	一軸斜式 37KW φ250mm×7.5 m <sup>3</sup> /h×2.4MPa	2	
	脱臭装置 (汚泥処理①) (ポンプ棟、汚泥処理棟、汚泥濃縮棟用)	充填塔式生物脱臭 処理風量 80 m <sup>3</sup> /min	1	
		カートリッジ式活性炭吸着塔 //	1	
	脱臭設備 (汚泥処理②) (2号炉関係、汚泥貯留棟、汚泥受入施設等用)	充填塔式生物脱臭 処理風量 220 m <sup>3</sup> /min	1	
		カートリッジ式活性炭吸着塔 //	1	
電気設備	受電	受電電圧 6,600V		
	モルト変圧器	ポンプ棟	3φ×6,600V/440V ×750kVA	1
			3φ×6,600V/210V ×150kVA	1
			1φ×6,600V/210-105V ×100kVA	1
		ブローラ棟	3φ×6,600V/440V ×300kVA	1
			3φ×6,600V/210V ×200kVA	1
			1φ×6,600V/210-105V ×50kVA	1
		汚泥処理棟	3φ×6,600V/440V ×500kVA	1
			3φ×6,600V/210V ×150kVA	1
			1φ×6,600V/210-105V ×150kVA	1
			無停電電源装置 40kVA	1
		水処理棟	3φ×6,600V/440V ×400kVA	1
			3φ×6,600V/440V ×500kVA	1
		溶融炉棟 (CC盤又は分電盤の 1次側まで)	3φ×6,600V/440V ×1,000kVA	1
			3φ×6,600V/210V ×150kVA	1
			1φ×6,600V/210-105V ×75kVA	1
			無停電電源装置 10kVA	1
		汚泥貯留棟	3φ×6,600V/420V ×300kVA	1
			3φ×420V/210V ×15kVA	1
			1φ×420V/210-105V ×15kVA	1
		第二 汚泥溶融炉棟 (CC盤又は分電盤の 1次側まで)	3φ×6,600V/440V ×500kVA	2
			3φ×6,600V/210V ×300kVA	1
			1φ×6,600V/210-105V ×100kVA	1
			無停電電源装置 15kVA	1

施設名	設備名称	型式・仕様	数量	
電気設備	モールド変圧器	第三 汚泥溶融炉棟 (CC盤又は分電盤の 1次側まで)	3φ×6,600V/440V ×500kVA	1
		3φ×6,600V/440V ×400kVA	1	
		3φ×6,600V/210V ×300kVA	1	
		1φ×6,600V/210-105V ×100kVA	1	
		無停電電源装置 10kVA	1	
	進相コンデンサ	3φ×6,600V×150kVr	1	
		3φ×6,600V×100kVr	4	
		3φ×6,600V×75kVr	4	
		3φ×6,600V×50kVr	6	
		3φ×440V×30kVr	2	
		3φ×440V×24kVr	1	
	発電機（非常用）	単純開放一軸式ガスタービン機関 燃料 A重油 消費量 580L/時 発電機 3φ6,600V×1,250kVA	1	
		ディーゼルエンジン 6気筒×1,500PS 燃料 A重油 消費量 290L/時 発電機 3φ6,600V×1,250kVA (参考) 燃料タンク満タン時連続運転 約57時間	1	
	発電機（常用）	マイクロ水力発電 発電電力（定格）10.0 kW 使用水量（最大）0.85 m <sup>3</sup> /sec 水車形式：スクロー水車 発電機形式：永久磁石式同期発電機	1	

## (2) 浄化センター外

施設名	設備名称	型式・仕様	数量
ふくがみ 福上中継 ポンプ場	流入ゲート	1.5kW φ600mm	1
	破砕機	3.7kW 8.0 m <sup>3</sup> /min	1
	汚水ポンプ	15kW φ150mm×2.0 m <sup>3</sup> /min×22m	2
	水中攪拌機	1.1kW φ270mm×4.9 m <sup>3</sup> /min	1
	汚水ポンプ吊上装置	0.9kW 1.0 t	1
	脱臭ファン	2.2kW 15.0 m <sup>3</sup> /min×200mmAq	1
	井戸ポンプ	3.7kW φ65mm×320L/min×40m	1
	空気圧縮機	2.2kW 0.24 m <sup>3</sup> /min×0.93Mpa	1
	変圧器	3φ×6, 600V/210V×100kVA	1
	小矢部福光幹線：小福-1-1（小矢部川横断）		

施設名	幹線名	対象市町村	設置場所	MH. No	設置機器	マンホール深さ (m)/段数(段)	フルスケール m <sup>3</sup> /時
地 区 監 視 盤	小矢部川	高岡市(旧福岡町)	高岡市宝来町地内	小-11-1	pH計、流量計	9.0/2	2,000
		小矢部市	高岡市福岡町本領地内	小-18-1	pH計、流量計	10.0/2	2,000
		南砺市(旧福野町)	南砺市本江地内	小-27-14	pH計、流量計	4.5/1	2,200
		南砺市(旧福光町)	南砺市森地内	小-34-7	pH計、流量計	3.5/1	1,000
		南砺市(旧城端町)	南砺市梅野地内	小-43-15	pH計、流量計	4.9/1	300
	福光城端	南砺市(旧城端町)	南砺市利波河地内	福城-7-15	pH計、流量計	2.2/1	120
	福野井波	南砺市(旧井波町)	南砺市利屋地内	福井-2-37	pH計、流量計	4.9/1	200
	砺波庄川	砺波市(旧砺波市)	高岡市戸出岡御所地内	砺-6-23	pH計、流量計	4.5/1	1,000
		砺波市(旧庄川町)	砺波市五郎丸地内	庄-15-9	pH計、流量計	4.9/1	400
		南砺市(旧井波町)	砺波市庄川町示野地内	庄-21-13	pH計、流量計	9.4/2	400
	高岡福岡	高岡市(旧福岡町)	高岡市福岡町赤丸地内	高福岡-10-4	pH計、流量計	4.5/1	120
	小矢部福光	南砺市(旧福野町)	南砺市上川崎地内	小福-6-1-19	pH計、流量計	3.6/1	80
		南砺市(旧福光町)	南砺市安居地内	小福-7-1-14	pH計、流量計	2.8/1	40
	高岡砺波	砺波市	高岡市醍醐地内	高砺5-3	pH計、流量計	5.1/1	40

施設名	幹線名	対象市町村	設置場所	MH. No	設置機器	マンホール 深さ(m)/ 段数(段)	ポンプ能力等	備考 (緊急時)
マンホールポンプ場	福光城端	南砺市(旧福野町)	南砺市布袋地内(布袋MP)	福城-1-12	—	7.4/2	3.72m <sup>3</sup> /分×2台	バイパス有
		南砺市(旧福野町)	南砺市下吉江地内(下吉江MP)	福城-2-12	pH計、電磁流量計	6.1/2	3.6m <sup>3</sup> /分×2台	バイパス有
		南砺市(旧福光町)	南砺市梅原地内(梅原MP)	福城-3-10	—	5.0/2	2.94m <sup>3</sup> /分×2台	バイパス有
	福野井波	南砺市(旧井波町)	南砺市高瀬地内(高瀬MP)	福井-5-20	—	8.0/1	0.54m <sup>3</sup> /分×2台	バイパス有
	高岡	高岡市(旧高岡市)	高岡市佐野地内(佐野MP)	高-9	—	9.9/2	3.06m <sup>3</sup> /分×2台	自家発有
	新湊	射水市(旧新湊市)	射水市庄西町地内(新湊MP)	新-7	pH計、電磁流量計	7.1/1	1.8m <sup>3</sup> /分×2台	バイパス有
	井口	南砺市(旧井波町)	南砺市院瀬見地内(院瀬見MP)	井口-7	pH計、電磁流量計	3.5/1	0.3m <sup>3</sup> /分×2台	バイパス有
		南砺市(旧井口村)	南砺市宮後地内(井口MP)	井口-3-43	pH計、電磁流量計	6.1/1	1.56m <sup>3</sup> /分×2台	バイパス有
		南砺市(旧井口村)	南砺市池尻地内(赤祖父川MP)	井口-5-3	—	6.0/1	0.48m <sup>3</sup> /分×2台	バイパス有
	高岡福岡	高岡市(旧高岡市)	高岡市六日町地内(石堤MP)	高福岡-10-3	—	6.0/2	4.56m <sup>3</sup> /分×2台	バイパス有
小矢部福光	小矢部市	小矢部市浅地地内(浅地MP)	小福-3-2	—	6.4/2	3.36m <sup>3</sup> /分×2台	—	
	小矢部市	小矢部市蓑輪地内(蓑輪MP)	小福-5-1	—	14.0/3	1.38m <sup>3</sup> /分×2台	—	
	南砺市(旧福光町)	南砺市岩木地内(岩木MP)	小福-7-5-1	—	10.2/2	0.265m <sup>3</sup> /分×2台	—	

施設名	幹線名	設置場所	MH. No	寸法
伏越し	小矢部川	高岡市二上・長慶寺	小4~小-5-1	(φ1800mm×1)×226.43m (管内2分割)
		小矢部市野寺	小23-1~小-23-2	(φ600mm×2)×66.55m
		南砺市本江	小-28-9~小-28-10	(φ500mm×2)×7.16m
		南砺市柴田屋	小-30-1~小-30-2	(φ450mm×2)×61.40m
		南砺市上川崎	小-31-6~小-31-7	(φ450mm×2)×151.67m
		南砺市小林	小-40-6~小-40-7	(φ350mm×2)×20.27m
		南砺市梅野	小-42-8~小-42-9	(φ350mm×2)×16.49m
高岡	高岡市荻布・米島	高-2-3~高-2-4	(φ800mm×2)×332.54m	
砺波庄川	砺波市千代・宮丸	庄-5-7~庄-5-8	(φ450mm×2)×28.97m	
小矢部福光	小矢部市名畑	小福-3-1-3~小福-3-1-4	(φ300mm×2)×77.00m	

場外発電機設備	主仕様
高岡市佐野地内(佐野MP)	出力:48KVA、電圧:220V、エンジン出力65.5ps、燃料消費量15.3L/h、燃料タンク40L

※浄化センター外設備の地区監視盤、マンホールポンプ場、伏越し及び場外発電機設備は、地上設備を対象とする。

※委託期間中に主要設備が変更になる場合、その都度協議の上、公社が受注者に通知するものとする。



## 個人情報取扱特記事項

## 第1 基本的事項

乙は、業務を行うために個人情報（個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）を取り扱うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

## 第2 取得の制限

乙は、管理の業務を行うために個人情報を取得するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

## 第3 秘密の保持

乙は、管理の業務を行う上で知り得た秘密を漏らしてはならない。委託期間が満了し、又は契約を取り消され、若しくは期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられた後においても、同様とする。

## 第4 利用及び提供の制限

乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、業務を行うために取り扱う個人情報を当該業務の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。委託期間が満了し、又は契約を取り消され、若しくは期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられた後においても、同様とする。

## 第5 安全確保の措置

乙は、業務を行うために取り扱う個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の当該個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

## 第6 従事者への周知及び監督

- 1 乙は、業務に従事している者（以下「従事者」という。）に対し、在職中及び退職後において、当該業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことを周知しなければならない。
- 2 乙は、業務を行うために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

## 第7 複写又は複製の禁止

乙は、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

## 第8 資料等の返還及び廃棄

- 1 乙は、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を、業務完了（業務停止及び業務廃止を含む。以下同じ。）後、直ちに甲に返還しなければならない。

ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

2 乙は、業務を行うために甲から引き渡され、又は乙が自ら作成し、若しくは取得した個人情報記録された資料等（前記1の規定により甲に返還するものを除く。）を、業務完了後、速やかに、かつ、確実に廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

#### 第9 取扱状況の報告及び調査

甲は、必要があると認めるときは、業務を行うために取り扱う個人情報の取扱状況を乙に報告させ、又は随時、実地に調査することができる。

#### 第10 指示

甲は、乙が業務を行うために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不適正と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うものとし、乙は、その指示に従わなければならない。

#### 第11 事故報告

乙は、この協定に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

#### 第12 損害のために生じた経費の負担

管理の業務の実施に関し、個人情報の取扱いにより発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、乙が負担するものとする。ただし、その損害が甲の責めに帰する事由による場合においては、その損害のために生じた経費は、甲が負担するものとする。

#### 第13 名称等の公表

甲は、乙がこの協定に違反し、個人情報の不適正な取扱いを行った場合において、事前に乙から事情の聴取を行った上で、次の(1)から(5)までのいずれかに該当すると認められるときは、乙の名称、所在地及びその個人情報の不適正な取扱いの内容を公表することができる。

- (1) 第3の規定に違反し、秘密を漏らしたとき。
- (2) 第4の規定に違反し、目的外の利用又は提供をしたとき。
- (3) 第5の規定に違反し、必要な措置を怠り、個人情報を漏えい、滅失又はき損したとき。
- (4) (1)から(3)までに相当する個人情報の不適正な取扱いがあるとき。
- (5) (1)から(4)までに規定するもののほか、個人情報の不適正な取扱いの態様、個人情報の内容、損害の発生状況等を勘案し、公表することに公益上の必要性があるとき。